

くらしの窓すぎなみ

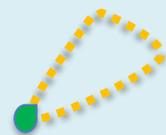
編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階
tel.03-3398-3141

臨時 2023.11 No.228
令和5年11月発行

不用品を買い取るといったのに..



貴金属を買い取られた！



～訪問購入のトラブルに注意～

「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」など、購入業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」の相談が増えています。特に 60歳以上の高齢者の割合が全体の8割近くを占めており、高齢者やその周囲の人に注意してほしいトラブルです。

訪問購入については、[特定商取引法]でルールが定められていますが、ルールを守らない購入業者がいて、トラブルになっています。

相談事例を見ると..

【事例1】

皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。



【事例2】

困っている人の役に立つといわれ訪問を承諾したが、とにかく家に上がろうとする。

【事例3】

断ってもしつこく勧誘され、長く話し込んで個人情報話を話してしまった。

【事例5】

クーリング・オフ後、返品してもらったが、指輪が2つ足りない。

【事例4】

断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。

ここが問題！

- ◇ 「なんでもいいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など、あの手この手で心理的ハードルを下げて、**来訪の承認を得よう**とする手口が見られます。
- ◇ 売るつもりがなかった物品も、**強引に買い取られる事例**が目立ちます。



トラブルに遭わないためのポイント！

- ・ 購入業者から電話がかかってきても、**安易に訪問を承諾しない**ようにしましょう。
- ・ **突然訪問してきた購入業者は家に入れない**ようにしましょう。
- ・ 貴金属など、売る予定がなかった物品の売却を迫られても、**きっぱりと断り**ましょう。
- ・ 一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。
- ・ 購入業者から交付された書面^{※1}で取引内容を確認しましょう。もし、書面を渡されない場合は、交付を求めましょう。
- ・ 訪問購入では、クーリング・オフ^{※2}が認められています。加えて、期間内は購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。

※1 特定商取引法では、購入事業者は消費者から売買契約の申し込みを受けた段階で、物品の種類や特徴、購入価格等を明らかにした書面を交付することが定められています。

※2 クーリング・オフ期間は、書面を受け取った日を含めて8日以内に書面で申し出ることによって、受け取っていた買い取り代金を事業者に戻し、品物を返してもらうことができます。どんな場合でもできるわけではないので、詳しくは消費者センターにご相談ください。

高齢者の消費者トラブルを防ぐために

身近な高齢者がいつもと違う様子だったり、トラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く**消費者センター**にご相談ください。

<出典・参考> 国民生活センター 暮らしの豆知識 イラスト：消費者庁



杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）